

■要求・確認事項リスト（2016/06/11 協議会宛 プラウド自治会 専任者 光橋手紙）（No1-8） ■5月協議会・岡村部長の発言に対しての質問表（No9-10）

更新日：2016/6/11 プラウド自治会 飯島

| No | 打ち合わせ日付 | No | 回答希望内容 | 詳細・補足 | 回答希望日 | 回答部門 | 回答日付 | No | 途中経過回答内容 |
|----|-----------|----------------|---|--|---|------|------|----|--|
| 1 | 2016/6/11 | 2-(1) | 資源物の施設を作ると決めた"はるか前"の話と発言されたが、正確にいつ(何年何月何日)なのか？ | 05/14 小平市岡村部長の発言：資源物の施設を作ろうという風に決めたのははるか前の話です。それは、東大和の市長も、そういう風にOKをして、三市で決めたことです。それに基づいて小平は、ゴミの政策を立ててきました | 2016/7/9 | | | | 平成17年8月23日、平成19年12月25日の3市の理事者会で確認している。その後、資源化施設の対象品目を6品目から2品目に変更して事業を進める基本事項が平成25年1月8日付で4団体で確認されている。また、新焼却施設整備の方向性については平成27年11月6日の組合正副管理者会議において、前処理を行う2つのごみ処理施設の整備を前提に小平市の現焼却施設用地での更新が確認され、3つのごみ処理施設の整備の役割分担や負担方法について協議していくこととしている。 |
| 2 | 2016/6/11 | 2-(2) | 当時の3市で施設を建設することを決めたとあるが、議会制民主主義に則り公正な決め方だったのか？ | 05/14 小平市岡村部長の発言：資源物の施設を作ろうという風に決めたのははるか前の話です。それは、東大和の市長も、そういう風にOKをして、三市で決めたことです。 | 2016/7/9 | | | | 資源物処理施設整備に係る基本構想策定をはじめとする予算が議会制民主主義に則り、小平・村山・大和衛生組合で可決されており、さらに衛生組合の負担金を含む予算が3市の各議会で可決されている。 |
| 3 | 2016/6/11 | 2-(3) | <前提：No2が公正な決め方だったと仮定> 今現在、実現されていない理由と問題が解決されない理由は何と考えるのか？ | | 2016/7/9 | | | | 3市の理事者会で確認されたことを突然反故にするとの申し出が前東大和市長からあったことによる混乱を収拾するのに時間を要したことがもっとも大きな原因であると考えます。 |
| 4 | 2016/6/11 | 4-(1) | "出来ないと言ってきたのは、東大和市ですよ？"との確認を求める発言があったが、これは近隣住民に対する確認する意図があったのか？ | 05/14 小平市岡村部長の発言：資源物の施設を作ろうという風に決めたのははるか前の話です。それは、東大和の市長も、そういう風にOKをして、三市で決めたことです。それに基づいて小平は、ゴミの政策を立ててきました。それを、いきなり、できないと言ってきたのは、そちらの東大和市ですよ。 | 2016/7/9 | | | | 近隣住民の方々への確認の意図はありませんが、小平市の立場を説明するための発言でした。小平市は3市の確認事項に沿って、ごみ処理行政を進めてきています。したがって、確認事項が履行されない場合は、それに伴う対応を図るため、確認前に立ち返って、小平市の単独処理も選択肢としてごみ処理行政を考え直す必要があることを説明したものです。 |
| 5 | 2016/6/11 | 4-(2) 4-(3) | 東大和市より"建設ができない"との回答に対して、近隣住民に瑕疵があったと小平市は認識されているのか？ | " | 2016/7/9 | | | | 近隣住民に瑕疵があったとは認識しておりません。しかし、東大和市で公正な選挙により選出された市長のトップ間での確認は自治体間の大変重い約束だと認識しています。 |
| 6 | 2016/6/11 | 6 | リサイクルセンターが建設できなかった場合には、焼却処理もバラバラで実施すべきとの小平市の結論について、なぜリサイクルセンターが建設されたか折には、焼却施設も別々に実施することになるのか？論理的な理由を説明いただきたい。 | 05/14 小平市岡村部長の発言：そこで、私どもとしては、リサイクルセンターができないのであれば、三市バラバラでもいいですよ、ゴミ全体の、資源物だけではなく、焼却も単独でやりましょう、という話をしました。 | 2016/7/9 | | | | 焼却施設を長年受け入れてきた小平市としては、サーマルリサイクルを主唱する考えや中間処理を民間委託する考えとは廃棄物処理の考え方が異なりますので、民間委託やサーマルリサイクルの手法を選択する場合は、焼却施設を引き続き小平市で受け入れることは、到底できません。したがって、廃棄物処理の考え方が異なる共同処理を行うことに無理があると考えますので、各市で処理をすることも小平市は選択肢として考えていると説明をいたしました。 |
| 7 | 2016/6/11 | | 05/14に小平市岡村部長が発言された内容についての撤回、及び謝罪を求めたい。 | | 2016/7/9 | | | | 説明の拙さとやや感情的なもの言いになり、協議会委員の皆さまに不快な思いをさせた点については、謝罪いたしますが、内容について撤回する考えはありません。 |
| 8 | 2016/6/11 | | 市民が負担する税負担や近隣住民の生命・健康に対するリスクを増やしてまで、本当にこの廃プラ施設を建設する、論理的で冷静なちゃんとした理由を明確にお答え願いたい。 | | 2016/7/9 | | | | 3市での焼却施設を維持し、将来にわたって安定的な廃棄物処理行政を執行していくためには必要不可欠な施設であり、環境面でも健康面においても現状よりも良好な施設となると考えています。 |
| 9 | | | 岡村部長の発言 に対しての質問 表 | 1. それぞれの負担をしましょうということですが、各市の負担内容を教えてください。 | 発言内容 5月協議会会議録 54p 4行目 「ごみ全体の資源物だけではなく、焼却も単独でやりましょうという話をしました。それでは3市の全体で迷惑がかかるようなことであるから、それぞれで負担しましょうと、そういう話で今の計画を進めている訳です。」 | | | | 3市のごみ処理の共同化については、ペットボトルと容器包装プラスチックの資源物処理施設の建設用地の提供を東大和市が、新焼却施設の建設用地確保のための、不燃粗大ごみ処理施設の建設用地を小平市が提供し、当初共同処理予定であった4品目（びん・缶・蛍光灯・乾電池）については、各市で独自処理することとし、さらに、焼却の前処理である2品目資源化施設と不燃粗大ごみ処理施設が整備された場合は、引き続き、新焼却施設の次期建設地は小平市の現小平・村山・大和衛生組合用地で更新することが確認されています。 |
| 10 | | | 岡村部長の発言 に対しての質問 表 | 2. 「そういう話して今の計画を進めている」とのことですので、そういう話が決定された会議録をご提示ください。 | 発言内容 5月協議会会議録 54p 4行目 「ごみ全体の資源物だけではなく、焼却も単独でやりましょうという話をしました。それでは3市の全体で迷惑がかかるようなことであるから、それぞれで負担しましょうと、そういう話で今の計画を進めている訳です。」 | | | | 平成19年12月25日の理事者会で3市共同資源化事業の確認事項が決定され事業が進められてきました。その後、資源化施設の対象品目を6品目から2品目に変更して事業を進める基本事項が平成25年1月8日付で4団体で確認され、その具体的内容が3市共同資源化事業基本構想として掲げています。また、新焼却施設整備の方向性については平成27年11月6日の組合正副管理者会議において、前処理を行う2つのごみ処理施設の整備を前提に小平市の現焼却施設用地での更新が確認され、3つのごみ処理施設の整備の役割分担や負担方法について協議していくことが確認されています。 |